

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第9号

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
職	区分	職	区分
(略)	(略)	(略)	(略)
経営管理部経営企画課長 経営管理部危機管理課長 経営管理部広域連携課長 <u>経営管理部広域調整課長</u> 経営管理部総務課長 経営管理部会計課長 事業管理部技術管理課長 事業管理部工務課長 村野浄水場長 庭窪浄水場長 送水管理センター所長 北部水道事業所長 東部水道事業所長 南部水道事業所長 水質管理センター所長	(略)	経営管理部経営企画課長 経営管理部危機管理課長 経営管理部広域連携課長  経営管理部総務課長 経営管理部会計課長 事業管理部技術管理課長 事業管理部工務課長 村野浄水場長 庭窪浄水場長 送水管理センター所長 北部水道事業所長 東部水道事業所長 南部水道事業所長 水質管理センター所長	(略)
技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 <u>経営管理部経営企画課参事</u>  経営管理部総務課参事 村野浄水場次長 庭窪浄水場次長 送水管理センター次長 北部水道事業所次長 東部水道事業所次長 南部水道事業所次長 <u>藤井寺水道センター所長</u> 泉南水道センター所長	(略)	技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事  <u>経営管理部広域連携課参事</u> 経営管理部総務課参事 村野浄水場次長 庭窪浄水場次長 送水管理センター次長 北部水道事業所次長 東部水道事業所次長 南部水道事業所次長  泉南水道センター所長	(略)

四條畷水道センター所長 大阪狭山水道センター所長 阪南水道センター所長	
村野浄水場浄水管理室長 庭窪浄水場浄水管理室長 南部水道事業所建設整備室長 藤井寺水道センター参事 阪南水道センター参事	(略)
藤井寺水道センター工務課長 四條畷水道センター工務課長 大阪狭山水道センター総務課長	(略)
熊取水道センター所長 河南水道センター所長 千早赤阪水道センター所長	
阪南水道センター工務課課長補佐	(略)

別表第2（第3条関係）

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級	6種	51,900円
	7種	47,800円
	8種	(略)

別表第3（第3条関係）

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級	6種	40,100円
	7種	36,900円
	8種	(略)

四條畷水道センター所長	
阪南水道センター所長 村野浄水場浄水管理室長 庭窪浄水場浄水管理室長 南部水道事業所建設整備室長 阪南水道センター参事	(略)
阪南水道センター総務課長	(略)
四條畷水道センター工務課長 阪南水道センター工務課課長補佐	(略)

別表第2（第3条関係）

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級		
	8種	(略)

別表第3（第3条関係）

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級		
	8種	(略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。